

議案第3号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号を次のように改める。

(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

第13条第2項の表教育庁宮古教育事務所の項中「平良市字西里1125番地」を「宮古島市平良字西里1125番地」に、「平良、城辺、下地、上野、伊良部、多良間の各市町村」を「宮古島、多良間の各市村」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

概要説明

総務課

1 改正の理由

- (1) 県立学校教育課の分掌事務について、文部科学省の規則変更による改正
- (2) 宮古島市設置に伴う改正

2 改正案の概要

- (1) 第7条県立学校教育課の分掌事務の「(7) 大学入学資格検定に関すること。」を「(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。」に改める。
- (2) 第13条第2項の表中宮古教育事務所の位置を「平良市字西里1125番地」から「宮古島市平良字西里1125番地」に、所管区域を「平良、城辺、下地、上野、伊良部、多良間の各市町村」から「宮古島、多良間の各市村」に改める。

3 添付資料

- (1) 新旧対象表
- (2) 高等学校卒業程度認定試験規則抜粋

沖縄県教育庁組織規則新旧対照表

改正案

(県立学校教育課の分掌事務)
第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(6)省略
 (7)高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(県立学校教育課の分掌事務)
第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(6)省略
 (7)大学入学資格検定に関すること。

(教育事務所)
第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

(教育事務所)
第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 地 域 |
|----------|-----------------|-------------|
| 教育庁教育事務所 | 宮古島市平良字西里1125番地 | 宮古島、多良間の各市村 |

| 名 称 | 位 置 | 所 管 地 域 |
|----------|-------------|--------------------------|
| 教育庁教育事務所 | 平良市字西里112番地 | 平良、城辺、下地、上野、伊良部、多良間の各市町村 |

